

顧問先各位



税理士 司法書士 土地家屋調査士 行政書士
山崎 利一
910-0854 福井市御幸 4-10-11
Tel0776-23-1500 Fax 0776-23-7311

謹んで新春のお喜びを申し上げます。

輝かしい新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

早速ですが、平成30年分の確定申告の受付が始まりました。

つきましては、下記の“1. 確認事項”、“2. ご準備頂きたい書類等”、“3. 所得の計算に必要な書類”“4. マイナンバー確認資料”についてご確認・ご準備頂いたうえ、お手数ですが1月25日までに担当者にご連絡下さいます様お願い致します。

記

1. 確認事項（該当する場合には、お知らせ下さい。）

- (1) 扶養家族に異動(誕生、死亡、就職等)があった場合
- (2) 不動産、株式等を売却した場合
- (3) 保険が満期になった場合
- (4) 住宅を新築または増改築した場合

2. ご準備頂きたい書類等（該当する場合）

- (1) 源泉徴収票（給与所得）（公的年金）
- (2) 生命保険料(一般・介護医療・年金)、地震保険料(旧長期損害保険)の控除証明書
- (3) 国民年金保険料控除証明書、国民健康保険料の金額がわかるもの
- (4) 小規模企業共済掛金証明書
- (5) 医療費等の領収書（10万円以上若しくは、セルフメディケーション対象薬品を12,000円超）
- (6) 住宅取得資金に係る借入金の残高証明書
- (7) 寄附金控除のための領収書等
- (8) 配偶者の所得金額が123万円以下の場合、配偶者の所得金額を確認できる書類

3. 所得の計算に必要な書類

- (1) 現金出納帳
- (2) 当座預金帳・普通預金帳（通帳等写し）
- (3) 受取手形帳・支払手形帳
- (4) 売上・仕入（売掛金・買掛金）の帳簿
- (5) 領収書・請求書
- (6) 10万円以上の資産・棚卸資産の明細
- (7) その他帳簿処理に必要と思われる書類等

4. マイナンバー確認資料（Ⅰ、Ⅱのいずれかの書類とⅢ）

※前年に提出されていない方・扶養家族に変更があった方が対象です。

- Ⅰ 個人番号カードの表面と裏面の写し
- Ⅱ 通知カードと身分証明書類
（身分証明書は、顔写真付の証明書の写し、又は、公的身分証明書の写し二種類）
- Ⅲ 扶養家族のマイナンバー（扶養家族の方は、身分証明書の必要はありません。）

※その他、不明点・疑問等ございましたら、当事務所までお気軽にご連絡下さい。